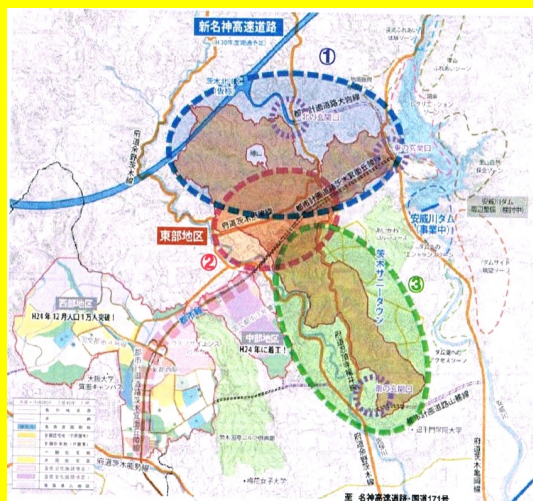


UR都市機構が東部地区事業から撤退



民間事業者が地域を3分割して
北エリア(紺の点線)から
組合施行区画整理事業を画策



利益優先で乱開発必至

2013年1月末に、彩都特定土地区画整理事業の事業主体であったUR都市再生機構が事業から撤退しました。本来なら彩都開発地域でもっとも面積が大きい東部地区（367ヘクタール）は開発から除外して、事業は今すぐ中止すべきです。ところがこの地域の土地を所有する民間ディベロッパーは開発地域を3つに分割して、北エリア（紺の点線）から組合施行による土地区画整理事業を画策しています。この計画づくりに、彩都建設推進協議会に参加している機構や大阪府や茨木市が中心となって、民間開発の旗振り役を務めるのは問題です。分割して開発を進めると道路等インフラ整備でも、造成方法でも町全体の一体性や整合性でも乱開発になるのは必至です。自然環境を守り、住民犠牲を阻止するための一層の取り組みが求められています。

